

令和3年度寒河江市耕作放棄地対策事業補助金等交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、農業生産の基盤である農地の確保及びその有効活用を図るため、耕作放棄地の再生利用又は流動化によりその発生の防止に取り組む農業者及び農業法人（以下「事業者」という。）に対し、予算の範囲内において補助金等を交付することに関し、寒河江市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（平成6年市規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金等の種類、補助対象事業等)

第2条 補助金等の種類及び補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げるとおりとし、補助要件及び補助金額は、別表1のとおりとする。

- (1) やまがた「人・農地」リニューアル事業費補助金 耕作放棄地の再生作業及び営農定着を内容とする、新規就農者、担い手等が行う事業
- (2) 耕作放棄地有効活用交付金 一定期間以上耕作する農業者により行われる耕作放棄地の再生事業
- (3) 耕作放棄地発生防止交付金 市内に所在する田、畑及び樹園地であり、かつ別表1に定める要件を満たす農地を対象とする賃貸借又は売買契約を締結する事業

(補助対象農地)

第3条 補助金等の補助の対象となる農地（以下「補助対象農地」という。）は、前条各号に定める事業ごとに別表1に定める農地とする。

(補助対象事業者)

第4条 補助金等の補助の対象となる事業者（以下「補助対象事業者」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) やまがた「人・農地」リニューアル事業費補助金 新規就農者、認定新規就農者及び実質化された「人・農地プラン」に位置付けられた中心経営体
- (2) 耕作放棄地有効活用交付金 再生作業を行う農業者（市内の補助対象地を所有及び耕作する市外の農業者を含む。）
- (3) 耕作放棄地発生防止交付金 経営規模を縮小する意向のある土地持ち経営主のうち75歳を超える者及び対象農地の借主又は買主

(補助金等交付申請書)

第5条 規則第5条に規定する補助金等交付申請書の提出期限は、市長が別に定める日までとし、添付すべき書類は、別表2に定めるとおりとする。

2 耕作放棄地発生防止交付金に係る交付申請は、規則第5条の規定にかかわらず、令和3年度耕作放棄地発生防止交付金交付申請書（様式第7号）により行うものとする。

3 第2条第1号について、補助金等交付申請書を提出するに当たっては、当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下、「消費税仕入控除額」という。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除額が明らかでない場合は、この限りではない。

（補助金の交付の条件）

第6条 規則第7条第1項第1号ア及びイに規定する補助事業等の軽微な変更とは、当該補助対象経費の区分ごとに配分された額の20%を超える増減がある変更以外の変更とする。

2 規則第7条第1項第1号の規定により、補助事業の変更又は中止若しくは廃止について市長の承認を受けようとするときは、変更等承認申請書（様式第8号）を提出しなければならない。

（交付決定前着工）

第7条 原則として交付決定前着工は認めない。ただし、本事業の円滑な実施を図るため、緊急かつ止むを得ない事由により、着工する場合にあっては、申請者は、事前に交付決定前着手届（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告書）

第8条 規則第14条に規定する補助事業等実績報告書の提出期限は、補助対象事業が完了した日（補助対象事業の廃止の承認を受けたときを含む。）から、1カ月以内とし、添付すべき書類は別表2に定めるとおりとする。

2 第5条第3項ただし書により交付の申請をしたものは、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

- 3 第5条第3項ただし書により交付の申請をしたものは、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除額報告書（様式第10号）により速やかに市長に報告するとともに、市長による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（対象農地の耕作状況確認）

第9条 市長は、本事業を実施した農地について、別表1の交付要件に定める期間となるまで毎年度耕作状況の確認を行うものとする。

- 2 市長は、前項に定める確認の結果、不耕作とされる農地について耕作を行うよう指導するとともに、耕作されていない理由、営農再開の見通し及びその他の対応について事業者에게報告を求めるものとする。

（補助金等の返還）

第10条 市長は、補助対象事業者が次の各号に該当すると認めるときは、補助金等の交付決定の全部又は一部を取り消すとともに、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めて返還を命じることができる。

- (1) 交付決定後に別表1に定める交付要件を満たさないことが判明したとき
- (2) 農地の第三者への所有権の移転又は賃貸借等の解約により耕作年数が別表1に定める期間に満たないとき
- (3) 前条第2項に定める指導があつたにもかかわらず、営農再開を見込むことができないと認められるとき
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当するときは、補助金等の返還を要しないこととする。

- (1) 災害等の不可抗力により耕作の継続が不可能となったとき
- (2) 耕作者の死亡、破産により耕作の継続が困難となったとき
- (3) 土地収用法（昭和26年法律第219号）その他の法律の規定により収用又は使用されることとなったとき
- (4) 市長が認めたとき

（交付状況の管理）

第11条 市長は、補助金交付後、遅滞なく補助対象農地等の状況について台帳の整備等により管理するものとする。

（帳簿等の保管）

第 12 条 規則第 22 条に規定する帳簿及び証拠書類は、事業が完了した日が属する年度の翌年度の 4 月 1 日から起算して 5 年間保管しなければならない。

(委任他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

別表 1

補助金等	対象農地及び対象作業等	補助要件	補助金額
やまがた 「人・農地」 リニューアル 事業費補助金	①対象農地 農振農用地区域内の再生可能な荒廃農地A分類 (遊休農地1号) ②対象作業 (ア)深耕、整地、土壌改良、障害物除却等の再生作業 (イ)苗木、資材の購入及び作付け作業等の営農定着	(ア)事業費が200万円未満であること (イ)所有権の移転又は賃借権・使用貸借権の設定等によって、再生された農地で5年以上耕作を行うこと (ウ)事業の実施に当たり自ら施工する作業が含まれること	補助対象事業に要する経費の2分の1の額
耕作放棄地有効活用交付金	①対象農地 農業振興地域内の再生可能な荒廃農地A分類 (遊休農地1号) ②対象作業 抜根・伐採、整地、土壌改良、障害物除却(廃棄物処分)等の再生作業	再生された農地で5年以上耕作を行うこと	対象となる再生事業費と10a当たり作業種毎交付単価(円)×対象農地における作業面積(a)によって求められた合計額のいずれか低い額 交付金単価 (ア)抜根、伐採、整地 50,000円 (イ)土壌改良 25,000円 (ウ)抜根・伐採枝等処分 50,000円 (エ)ビニール廃材等処分 45,000円 (オ)整地 25,000円 (カ)草刈り 20,000円 (キ)深耕 25,000円 (ク)耕耘 20,000円

補助金等	対象農地及び対象作業等	補助要件	補助金額
耕作放棄地発生防止交付金	<p>①対象農地 交付対象事業者が所有する田、畑及び樹園地であって、当該田及び畑の全部又は樹園地の樹木の8割以上が休耕後1年未経過であること</p> <p>②対象外農地 (ア)現に農地法等による賃借権及びその他の使用収益する権利が設定されている農地 (イ)耕作放棄地（荒廃農地A（遊休農地1号）、荒廃農地B分類及び遊休農地2号を指し、自己保全農地を除く。） (ウ)他の補助金等交付農地 (エ)所有者不明農地 (オ)相対により農地貸借がなされている農地 (カ)不在地主の農地で連絡が取れないことなどから貸借又は売買の手続きが困難な農地 (キ)自然災害等による耕作不可能な農地</p>	<p>(ア)市農業委員会に賃貸借又は売買について相談後、農地法第3条又は農業経営基盤強化法に基づく利用権設定等促進事業、農地中間管理事業に基づき賃貸借契約又は売買契約（経営転換協力金交付農地に係る契約を除く。）を締結すること (イ)契約締結後、5年間耕作すること</p>	<p>農地所有者及び借主又は買主の両方に対して、1㎡当たり10円×農地面積(㎡)</p>

別表 2

補助金等	提出書類区分	左に添付する書類	その他添付資料
やまがた 「人・農地」 リニューアル 事業費補助金	(1)補助金等交付申請書 (規則様式第1号)	①事業計画書(様式第1号) ②事業実施計画(総括)(別紙1) ③令和3年度再生作業実施計画 (別紙2) ④令和3年度営農定着実施計画 (別紙3)	(ア)事業実施位置図 (イ)現況写真 (ウ)写真撮影位置図
	(2)補助事業等実績報告書 (規則様式第3号)	①事業実績書(様式第2号) ②令和3年度再生作業 実績報告 (別紙4) ③営農定着 実績報告(別紙5)	(ア)作業写真整理帳 (添付様式1) (イ)作業参加者名簿 (添付様式2) (ウ)領収書整理帳 (添付様式3)
耕作放棄地有 効活用交付金	(1)補助金等交付申請書 (規則様式第1号)	①再生作業実施計画書(様式第3号) ②収支予算書(様式第4号)	(ア)事業実施位置図 (イ)現況写真 (ウ)写真撮影位置図 (エ)誓約書
	(2)補助金等実績報告書 (規則様式第3号)	①再生作業実績報告書(様式第5号) ②収支精算書(様式第6号)	(ア)作業写真整理帳 (添付様式1) (イ)作業参加者名簿 (添付様式2) (ウ)領収書整理帳 (添付様式3)
耕作放棄地発 生防止交付金	(1)交付金交付申請書 (様式第7号)		(ア)誓約書 (イ)許可書写し又は利用集積計画書写し